

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 3 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 11 件 |
| 国民年金関係 | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 8 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

国民年金保険料の納付が遅れたことはあるが、納付しなかったことは無い。申立期間について、一緒に納付していた夫は社会保険事務所において納付済みに訂正されたにもかかわらず、私は未納のままになっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人とその夫の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、納付日が確認できる昭和 47 年 2 月から 51 年 3 月までの納付状況をみると、夫婦の納付日は同一であることから、基本的に夫婦の納付行為は同一であったと考えられる上、申立期間について、申立人の夫は社会保険事務所において納付済みに訂正されている。

また、申立期間は、3 か月と短期間である上、申立期間前後の納付状況をみると、現年度納付されていることから、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年10月1日、資格喪失日に係る記録を41年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成40年10月1日から平成41年7月1日まで

私は勤務していたB社の専務の紹介で同業者であるA社に転職した。当時のA社は経営状態が悪く給料が遅配されるようになったため、昭和41年6月に退社した。給料明細書を所持しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA社における昭和40年10月から41年6月までの給与支払明細書(41年1月分の給与支払明細書は除く)から判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持している給与支払明細書に記載された厚生年金保険料控除額から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、当該機会においても社会保険事務所は喪失届を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結

果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年10月から41年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 430

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成14年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から同年5月1日まで

社会保険事務所の厚生年金記録によると、A社で平成14年4月1日に資格を喪失したことになっているが、実際の退職日は同年4月30日である。雇用保険の記録も4月30日に離職となっているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険加入記録及び申立人が所持しているA社の給与明細書から判断すると、申立人は申立期間にも同社で継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持している給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したとしているが、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書をみると、同社の担当者が社会保険事務所に申立人の資格喪失の届出をした後に資格喪失日を平成14年4月1日から同年5月1日へ訂正した形跡がみられる上、当該事業所が発行した健康保険資格証明書に記載されている資格喪失日も同年4月1日となっていることから、事業主が同年4月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険

事務所は、申立人に係る同年4月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重国民年金 事案 599

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 5 月から 51 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月から 51 年 4 月まで

申立期間について、次の勤めに出て 3 か月ほど経ってから国民健康保険料の請求書が送られてきたので、A 市 B 区役所に出向き、隣の窓口で印紙を買って納付をした際、係の人に「こちらの方も払ってもらわなければいけませんよ」と言われたので国民年金保険料も併せて納付した。納付に行ったのはその時 1 回だけで、国民年金加入手続や国民年金手帳の交付を受けた記憶は無い。国民年金保険料の納付の時は、「印紙はこちらで貼っておきますから」と言われ領収書をもらわなかったので、後日請求があるといけないと思い、自分の控えとして持っていた請求書にその日付を書き込んだことを覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立期間当時、申立人が居住していたとする市及び当該市を管轄していた社会保険事務所を調査しても、申立人が国民年金に加入した形跡は無く、申立期間は未加入期間であるため、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、区の窓口において国民健康保険料を印紙により納付した際に、併せて国民年金保険料も納付したと主張しているが、区に照会したところ、申立期間当時は、国民健康保険と国民年金を取り扱う窓口は別々である上、区の窓口で国民年金保険料を収納することは無く、国民年金保険料の納付については、納付書を交付し金融機関で納付するよう指導し、印紙による納付は行っていなかったとしている。加えて、申立人は、申立期間後に

勤務し始めて（昭和 51 年 5 月）から 3 か月ほど後に申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、この場合、保険料の納付は過年度納付によらなければならないところ、市では、過年度納付の取扱いは行っていなかったとしていることから、申立内容に不合理な点がみられる。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 600

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から40年3月まで
20歳になった時、市の職員に勧められて国民年金に加入した。国民年金保険料はその職員が毎月集金に来てくれて、母親や自分が納付していた。保険料額は、最初は100円で200円、300円と値上がりした。集金時に国民年金手帳に印を押してもらったが、その手帳は現在持っていない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年9月ごろに払い出されているが、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿によると、昭和40年4月から同年8月までの国民年金保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された後の同年10月16日に納付されていることから、申立人は、同年9月ごろに国民年金に加入し、保険料の現年度納付ができる同年4月分から納付を開始したと考えても不自然ではない。

加えて、申立人は、市の職員に勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料は当該職員に毎月納付していたと主張しているが、当該職員に聴取したところ、申立人についての明確な記憶は無いとしている上、市に照会したところ、当該職員が国民年金業務に従事したのは昭和37年4月以降であるとしていることから、申立内容に不合理な点がみられる。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 601

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から61年3月まで

申立期間当時、会社を退職したため、子供たちの病気の関係で国民健康保険に加入することが必要だったので、A町（現在は、B市）役場において国民健康保険の加入手続をしたところ、国民年金への加入を勧められ、国民年金に加入した。後日、国民年金保険料の納付書が送られてきたので、妻の保険料、水道料金、税金と併せて役場の窓口へ納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の現在の国民年金手帳記号番号は昭和62年3月に職権で払い出されているが、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間である。

さらに、申立人には、昭和62年3月に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の記号番号が48年4月に払い出されているが、当該記号番号による国民年金の加入記録をみると、申立人が厚生年金保険に加入した同年4月に被保険者資格を喪失して以降、再加入した形跡は無い上、社会保険事務所が保管している国民年金被保険者台帳（旧台帳）及び市が保管している国民年金被保険者名簿を確認しても、申立期間について、当該記号番号により国民年金保険料が納付された形跡は無い。

加えて、申立人は、現在の国民年金手帳記号番号が払い出された後の昭和62年4月に、昭和61年度の国民年金保険料を一括して納付しており、一方の申立人の妻は当該期間の保険料を毎月納付していることが確認できるほか、62年4月からは夫婦同一納付日となっていることから、申立人は払出しが

あった 62 年 4 月から、その妻と共に納付を開始したと考えるのが自然である。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 431

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 10 日から同年 2 月 20 日まで

申立期間はA社（現在は、B社）において正社員として働いていた。申立期間当時の給与明細書等の資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が記憶している二人の同僚については、所在が不明で連絡が取れない上、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶していないため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることができなかった。

さらに、申立期間について、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 432

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月から61年6月まで

社会保険事務所に厚生年金保険への加入期間について照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答であった。私はA県にあったB社の正社員として勤務していた。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が保管しているB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号182番（昭和60年2月1日資格取得）から197番（昭和61年7月12日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、B社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

加えて、当時申立人が居住していた市が保管している国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立期間において国民年金に加入しており、このうち昭和59年4月から61年3月までは国民年金保険料の申請免除期間、61年4月から同年6月までは現年度納付による納付済期間となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年3月1日から同年9月5日まで
② 昭和21年10月ごろから22年12月まで
③ 昭和22年12月から24年7月20日まで
④ 昭和25年11月26日から同年12月まで

申立期間①はA事業所の厚生年金記録があるが、実際にはB事業所（現在は、C社）で働いていた。申立期間②はA事業所、申立期間③及び④はD社で働いていた。いずれの期間も勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はB事業所で勤務していたと主張しているが、社会保険庁の記録によると、申立期間①はA事業所において厚生年金保険に加入している上、社会保険事務所が保管しているB事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

また、申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてC社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は当時のB事業所における同僚の氏名等を覚えていないため、社会保険事務所の記録により確認できる申立期間①に同事業所において厚生年金保険被保険者であった者のうち連絡先が判明した同僚二人に照会したものの、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

申立期間②に係るA事業所は昭和25年5月1日に厚生年金保険の適用事業

所に該当しなくなっている上、法務局に照会しても、同事業所が設置されていた所在地に該当事業所は無く、当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は当時のA事業所における同僚の氏名等を覚えていないため、申立期間②に同事業所において厚生年金保険被保険者であった者のうち連絡先が判明した同僚一人に照会したものの、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、申立期間②について、社会保険事務所が保管しているA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

申立期間③については、社会保険事務所の記録によると、D社が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和24年7月20日であり、申立期間③当時は、同社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、D社は昭和56年7月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、申立人の申立期間④に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、同社の事業主及び当時の事務担当者に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているD社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる申立期間④に同社において被保険者であった同僚5人に照会を試みたが、連絡先が不明なため、当時の事情を聞くことができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで

申立期間はA社に勤めており、その間、厚生年金保険に加入していた記憶がある。社会保険事務所からは、同社での加入記録が見付からないとの回答であり納得ができない。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の同僚の供述から、勤務時期は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は平成6年4月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、A社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したものの、当時の同社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

さらに、申立期間について、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月 19 日から 36 年 2 月 8 日まで

前の会社を退職した翌日にA社へ入社した。同社の面接時に社会保険加入の説明を受けた。試用期間などは無く、すぐ正社員として採用されなかったら入社はしなかった。私は同社からB社C工場D部に派遣されて仕事していた。厚生年金保険料も入社時からずっと控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、昭和 42 年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同社の登記簿謄本による調査で判明した当時の役員等関係者についても連絡が取れないため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶していないため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることができなかった上、申立人が記憶している同僚のうち二人については、社会保険事務所が保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が無いことから、同社においては、必ずしも従業員すべてについて厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号1番（昭和 32 年 5 月 23 日資格取得）から 40 番（昭和 36 年 7 月 3 日資格取得）までを調査したが、申立期間に申立人の氏名

は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 9 月 22 日から 22 年 10 月 27 日まで
A社B工場（現在は、A社C工場）の勤務期間は合っているように思うが、退職した時に脱退手当金を受け取った記憶が全く無い。申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立人が勤務していた最後の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険整理番号が申立人の前後である女性のうち、脱退手当金の受給資格があり申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 22 年 10 月前後（昭和 22 年 7 月から 23 年 10 月までの期間）に資格喪失した者 5 人（当該事業所で資格を喪失した後、短期間で他の事業所で資格取得している者及び資格取得状況が不明である者を除く。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、3 人について資格喪失日から 3 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われている上、同事業所に照会したところ、「当時、退職者に対して脱退手当金の説明を行い、脱退手当金を請求するよう指導し請求手続は行っていた。」との回答があったほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人は厚生年金保険被保険者証を所持していないため、同書類では確認できないものの、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 22 年 12 月 10 日に支給決定されているほか、社会保険庁が保管している申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金を支給した記録が記載さ

れているなど、一連の事務処理に不自然さのほうがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 437

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年8月16日から23年1月1日まで

私は昭和22年5月1日から同年12月までA事業所に勤務していたが、社会保険庁の記録では22年5月1日から同年8月16日までとなっており、同年8月16日から同年12月31日までの記録が無い。同年12月31日まで勤務したことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所は、昭和25年4月15日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、法務局に照会しても、同事業所に係る法人登記の記録（法人登記簿）は見当たらないとの回答があり、当時の役員等関係者も不明であるため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間にA事業所において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、申立人を覚えていると供述する同僚はいるものの、いずれも申立人が勤務していた時期等については記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、申立期間について、社会保険事務所が保管しているA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 438

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

昭和 43 年 3 月 17 日に学校を卒業し、同年 4 月 1 日にA社に入社した。厚生年金保険の加入記録では、43 年 4 月 26 日に資格取得となっており、勤めてすぐには厚生年金保険に加入できなかったことは納得しているが、45 年 3 月 1 日に資格喪失となっていることは納得できない。45 年 9 月の慰安旅行も参加しており、旅行の写真もある。当時の同僚が 45 年 4 月か 6 月に入社し、同年 12 月の退職まで一緒に働いており、入社から退職まで同じ勤務状態で働いていた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、A社の閉鎖登記簿謄本による調査及び社会保険庁の記録により判明した当時の役員に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、A社において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、当時の同社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった上、二人の同僚については、本人が記憶している勤務期間に比べて被保険者期間が短くなっていることから、同社においては、必ずしも勤務期間すべてについて従業員を厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

さらに、当時申立人が居住していた市が保管している国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立期間において国民年

金に加入しており、国民年金保険料は納付済期間となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。